

便利にしよう!マイナンバーカード

コンビニで証明書が取得できます!

区役所窓口での発行より**100円安い!**
(戸籍証明書を除く)

健康保険証としての利用に加え、さまざまな場面で活用できるマイナンバーカード。便利な機能として、コンビニエンスストアに設置しているキオスク端末(マルチコピー機)での証明書の発行方法をご紹介します。

※コンビニエンスストアでは発行できない証明書があります。

- 例○天王寺区内の転居歴が記載された住民票
- 過去の住民票や戸籍(除籍、改正原戸籍や電算化されていない戸籍)
- 大阪市外で課税されている課税、納税証明書 など

詳細はホームページをご確認ください。



▲住民票、戸籍、印鑑証明書



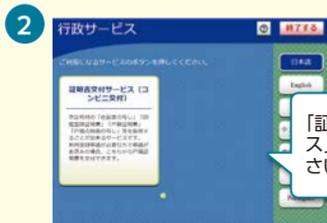
▲市税各種証明書

証明書の発行方法

お店にあるキオスク端末(マルチコピー機)画面の「行政サービス」ボタンを押して、利用開始です。



「行政サービス」を選択してください。
※画面はイメージです。



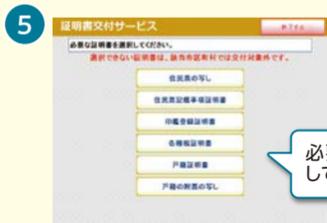
「証明書交付サービス」を選択してください。



「お住まいの市区町村の証明書」を選択してください。



マイナンバーカードの暗証番号(4桁)を入力してください。
【注】3回間違えると使用できなくなり、区役所で再設定が必要です。



必要な証明を選択してください。



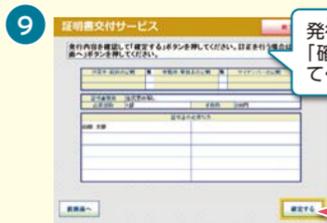
交付種別を選択してください※他証明も必要な内容を選択してください。



記載項目を選択し、「確定する」を押してください。



必要な部数を入力し、「確定する」を押してください。



発行内容を確認し、「確定する」を押してください。

確定ボタンを押す前にご確認を!
キオスク端末での発行は、返金や免除、交換ができません。

大阪市外に本拠地を置かれている方はこちら

住所地と本籍地の市区町村が異なり、戸籍全部(個人)事項証明(謄、抄本)を取得したい方は事前に利用登録申請を行う必要があります。利用登録申請をしていただくと、本籍地のある市区町村において申請内容を確認し、承認されれば「利用登録完了」となり、戸籍全部(個人)事項証明(謄、抄本)を取得することができます。



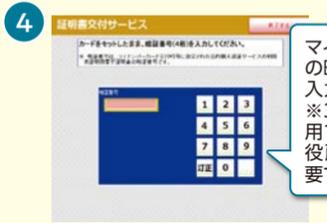
「利用登録申請」を選択してください。



本籍地・戸籍筆頭者氏名・電話番号を入力してください。



生年月日・有効期限・セキュリティコードを入力してください。



マイナンバーカードの暗証番号(4桁)を入力してください。
※3回間違えると使用できなくなり、区役所で再設定が必要です。



申請番号を控えてください。必要に応じてこちらの画面は印刷することができます。※印刷代は有料です。



利用登録完了後は、こちらの画面から証明書が取得できます。

- ※本籍地がコンビニ交付サービスを提供している必要があります。
- ※住所地と本籍地がどちらも大阪市内にある場合は、区が異なっても利用登録申請は不要です。
- 例 住所地:大阪市天王寺区 本籍地:大阪市阿倍野区→利用登録申請必要なし
- 住所地:大阪市天王寺区 本籍地:吹田市→吹田市へ利用登録申請必要あり
- ・利用登録申請は、利用者用電子証明書の有効期限ごとに再度登録する必要があります。
- ・利用登録申請後、承認までに約5開庁日かかります。詳しくは本籍地に直接お問い合わせください。

※操作画面はイメージです。